



三重県公報

令和2年12月18日 (金)

第 168 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
病院事業庁管理規程			
12	三重県病院事業庁職員被服貸与規程の一部を改正する管理規程	(病 院 事 業 庁)	2
告 示			
857	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(健 康 推 進 課)	5
858	公衆浴場入浴料金の統制額の指定	(食 品 安 全 課)	5
859	漁業災害補償法の規定による区域及び区分の設定の一部を改正する告示	(水 産 振 興 課)	5
860	証紙の販売所の所在地を変更した旨の届出	(出 納 局)	6
訓 令			
11	職員任免事務取扱規程の一部を改正する訓令	(人 事 課)	7
12	三重県職員の被服等の貸与に関する訓令の一部を改正する訓令	(同)	9
13	三重県職員の服務に関する訓令の一部を改正する訓令	(同)	11
公 告			
	三重県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画第1の別に定める「くろまぐる」についての変更	(水産資源管理課)	33
	農用地利用配分計画の認可	(担い手支援課)	34
	土地改良区役員の退任及び就任の届出	(農地調整課)	35
	公共測量を実施する旨の通知	(公共用地課)	36
	同件	(同)	36
	同件	(同)	37
	開発行為に関する工事の完了	(建築開発課)	37

病院事業庁管理規程

三重県病院事業庁職員被服貸与規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

令和二年十二月十八日

三重県病院事業庁長 加藤和浩

三重県病院事業庁管理規程第十二号

三重県病院事業庁職員被服貸与規程の一部を改正する管理規程

三重県病院事業庁職員被服貸与規程（平成十一年三重県病院事業庁管理規程第十二号）の一部を次のように改正する。

第一号様式及び第二号様式を次のように改める。

第 1 号様式 (第 8 条関係)

伺						係

被 服 等 貸 与 票

所 属 名		職 名	
氏 名		氏 名	

品 目	数量	貸 与 期 間	備 考	数量	貸 与 期 間	備 考
		年 月 日 から 年 月 日 まで			年 月 日 から 年 月 日 まで	
		年 月 日 から 年 月 日 まで			年 月 日 から 年 月 日 まで	
		年 月 日 から 年 月 日 まで			年 月 日 から 年 月 日 まで	
		年 月 日 から 年 月 日 まで			年 月 日 から 年 月 日 まで	
		年 月 日 から 年 月 日 まで			年 月 日 から 年 月 日 まで	
		年 月 日 から 年 月 日 まで			年 月 日 から 年 月 日 まで	
		年 月 日 から 年 月 日 まで			年 月 日 から 年 月 日 まで	
		年 月 日 から 年 月 日 まで			年 月 日 から 年 月 日 まで	
		年 月 日 から 年 月 日 まで			年 月 日 から 年 月 日 まで	
		年 月 日 から 年 月 日 まで			年 月 日 から 年 月 日 まで	
		年 月 日 から 年 月 日 まで			年 月 日 から 年 月 日 まで	
		年 月 日 から 年 月 日 まで			年 月 日 から 年 月 日 まで	

注 忘失、破損、返納等の場合は、備考欄に注記すること。

附 則

- 1 リの管理規程は、公布の日から施行する。
- 2 リの管理規程の施行の日前に改正前の三重県病院事業庁職員被服貸与規程の規定により作成されている用紙は、前分の間、所要の調整をして使用する事ができる。

告 示

三重県告示第 857 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり精神通院医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

令和 2 年 12 月 18 日

三重県知事 鈴木 英 敬

医療機関の種類別	医療機関の名称	所在地	指定年月日
薬局	クスリのアオキ楠薬局	四日市市楠町北五味塚 1921 番地 27	令和 2 年 12 月 1 日
薬局	久居新町薬局	津市久居新町 2115-72	令和 2 年 12 月 1 日
薬局	クスリのアオキ嬉野中川薬局	松阪市嬉野中川町 440 番地 1	令和 2 年 12 月 1 日
薬局	つむぎ薬局	名張市蔵持町里 3258-1	令和 2 年 12 月 1 日
訪問看護	訪問看護ステーションえいむ	四日市市南松本町 2-1	令和 2 年 12 月 1 日
訪問看護	訪問看護ステーション デュ ーン津	津市大谷町 276-5 ネクストビル 4 階	令和 2 年 12 月 1 日

三重県告示第 858 号

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和 32 年厚生省令第 38 号）第 2 条の規定により、公衆浴場入浴料金の統制額を次のとおり指定し、令和 3 年 1 月 1 日から施行します。

なお、公衆浴場入浴料金の統制額の指定（平成 26 年三重県告示第 726 号）は、令和 2 年 12 月 31 日限り廃止します。

令和 2 年 12 月 18 日

三重県知事 鈴木 英 敬

公衆浴場 入浴料金	大 人 (12 歳以上の者)	中 人 (6 歳以上 12 歳未満の者)	小 人 (6 歳未満の者)
	440 円	150 円	70 円

三重県告示第 859 号

漁業災害補償法の規定による区域及び区分の設定（平成 22 年三重県告示第 507 号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行します。

漁業災害補償法の規定による区域及び区分の設定（平成 17 年三重県告示第 688 号）は廃止します。

なお、施行日前に責任期間が始まる共済契約については、なお従前の例によるものとします。

令和 2 年 12 月 18 日

三重県知事 鈴木 英 敬

表中

片田区域 （三重外湾漁業協同組合のうち片田の地区）	① 小型刺網漁業（総トン数 10 トン未満の漁船により主としてえび刺網を使用して営む漁業） ② 小型釣りはえなわ漁業（総トン数 10 トン未満の漁船により主として釣り及びはえなわを使用して営む漁業） ③ 小型定置漁業 ④ その他の定置漁業（共同漁業権の内容である定置漁業のうち小型定置漁業以外のものをいう。） ⑤ ①、②、③、④及び雑漁定置漁業以外の漁業
------------------------------	---

布施田区域 (三重外湾漁業協同組合のうち布施田の地区)	① 小型刺網漁業（総トン数 10 トン未満の漁船により主としてえび刺網を使用して営む漁業） ② 小型釣りはえなわ漁業（総トン数 10 トン未満の漁船により主として釣り及びはえなわを使用して営む漁業） ③ ①及び②以外の漁業
--------------------------------	---

を
「

片田区域 (三重外湾漁業協同組合のうち片田の地区)	① 小型あわび漁業（総トン数 10 トン未満の漁船により主としてあわびをとる漁業） ② 小型刺網漁業（総トン数 10 トン未満の漁船により主としてえび刺網を使用して営む漁業） ③ 小型釣りはえなわ漁業（総トン数 10 トン未満の漁船により主として釣り及びはえなわを使用して営む漁業） ④ 小型定置漁業 ⑤ その他の定置漁業（共同漁業権の内容である定置漁業のうち小型定置漁業以外のものをいう。） ⑥ ①、②、③、④、⑤及び雑漁定置漁業以外の漁業
布施田区域 (三重外湾漁業協同組合のうち布施田の地区)	① 小型あわび漁業（総トン数 10 トン未満の漁船により主としてあわびをとる漁業） ② 小型刺網漁業（総トン数 10 トン未満の漁船により主としてえび刺網を使用して営む漁業） ③ 小型釣りはえなわ漁業（総トン数 10 トン未満の漁船により主として釣り及びはえなわを使用して営む漁業） ④ ①、②及び③以外の漁業

に、
「

御座区域 (三重外湾漁業協同組合のうち御座の地区)	① 小型刺網漁業（総トン数 10 トン未満の漁船により主としてえび刺網を使用して営む漁業） ② 小型釣りはえなわ漁業（総トン数 10 トン未満の漁船により主として釣り及びはえなわを使用して営む漁業） ③ 小型定置漁業 ④ その他の定置漁業（共同漁業権の内容である定置漁業のうち小型定置漁業以外のものをいう。） ⑤ ①、②、③及び④以外の漁業
------------------------------	--

を
「

越賀区域 (三重外湾漁業協同組合のうち越賀の地区)	① 小型あわび漁業（総トン数 10 トン未満の漁船により主としてあわびをとる漁業） ② 小型刺網漁業（総トン数 10 トン未満の漁船により主としてえび刺網を使用して営む漁業） ③ 小型雑一本釣り漁業（総トン数 10 トン未満の漁船により主として釣りを営む漁業） ④ 定置漁業（小型定置漁業及びその他の定置漁業） ⑤ ①、②、③及び④以外の漁業
御座区域 (三重外湾漁業協同組合のうち御座の地区)	① 小型あわび漁業（総トン数 10 トン未満の漁船により主としてあわびをとる漁業） ② 小型刺網漁業（総トン数 10 トン未満の漁船により主としてえび刺網を使用して営む漁業） ③ 小型釣りはえなわ漁業（総トン数 10 トン未満の漁船により主として釣り及びはえなわを使用して営む漁業） ④ 小型定置漁業 ⑤ その他の定置漁業（共同漁業権の内容である定置漁業のうち小型定置漁業以外のものをいう。） ⑥ ①、②、③、④及び⑤以外の漁業

に改める。

三重県告示第 860 号

三重県証紙条例（昭和 40 年三重県条例第 12 号）第 5 条第 1 項の規定により指定した証紙の販売人から、住所

を次のとおり変更した旨の届出がありました。

令和2年12月18日

三重県知事 鈴木英敬

販売人の名称	住 所		変更年月日
	旧	新	
三重県食肉生活衛生同業組合	津市島崎町 3-1 三重県島崎会館	津市島崎町 314 三重県島崎会館	令和2年12月9日

訓 令

三重県訓令第 11 号

庁 中 一 般
地 域 機 関

職員任免事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年12月18日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

職員任免事務取扱規程の一部を改正する訓令

職員任免事務取扱規程（昭和40年三重県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																						
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、知事が任免する地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第3条第2項に規定する一般職に属する職員（非常勤職員（法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された職員を除く。）及び法第22条の3第1項に規定する臨時的任用職員を除く。以下「職員」という。）の任免に関する事務の取扱いを明確にし、その合理化を図ることを目的とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（採用の年齢基準）</p> <p>第6条 職員を採用しようとする場合の年齢基準は、次表のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 70%;">年齢基準</th> </tr> <tr> <td>一般職員</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </table> <p>2・3 （略）</p> <p>別表（第13条関係）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">人事異動通知書記載要領</th> </tr> <tr> <th style="width: 33%;">発令事項</th> <th style="width: 33%;">発令形式</th> <th style="width: 33%;">摘要</th> </tr> </table>	区分	年齢基準	一般職員	（略）	人事異動通知書記載要領			発令事項	発令形式	摘要	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、知事が任免する地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第3条第2項に規定する一般職に属する職員（非常勤職員（法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された職員を除く。）及び法第22条第2項に規定する臨時的任用職員を除く。以下「職員」という。）の任免に関する事務の取扱いを明確にし、その合理化を図ることを目的とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（採用の年齢基準）</p> <p>第6条 職員を採用しようとする場合の年齢基準は、次表のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 70%;">年齢基準</th> </tr> <tr> <td>一般職員</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>現業職員</td> <td style="text-align: center;">年齢40歳以下</td> </tr> </table> <p>2・3 （略）</p> <p>別表（第13条関係）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">人事異動通知書記載要領</th> </tr> <tr> <th style="width: 33%;">発令事項</th> <th style="width: 33%;">発令形式</th> <th style="width: 33%;">摘要</th> </tr> </table>	区分	年齢基準	一般職員	（略）	現業職員	年齢40歳以下	人事異動通知書記載要領			発令事項	発令形式	摘要
区分	年齢基準																						
一般職員	（略）																						
人事異動通知書記載要領																							
発令事項	発令形式	摘要																					
区分	年齢基準																						
一般職員	（略）																						
現業職員	年齢40歳以下																						
人事異動通知書記載要領																							
発令事項	発令形式	摘要																					

採用	一般	氏名 三重県職員に任命する (ア)を命ずる 〇〇職〇級〇号給を給する (イ)	(ア)は、〇〇部長、〇〇部〇〇課長、〇〇部〇〇課主査、〇〇部〇〇課主事(又は技師)、〇〇部〇〇課〇〇心得と記入する(以下同じ。) (イ)は、 <u>法第22条に規定する条件付採用の場合、「ただし地方公務員法第22条により〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までは条件付採用期間でありこの間良好な成績で勤務したときに正式採用になる」と記入する。</u>
	退職派遣者	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)

採用	一般	氏名 三重県職員に任命する (ア)を命ずる 〇〇職〇級〇号給を給する (イ)	(ア)は、〇〇部長、〇〇部〇〇課長、〇〇部〇〇課主査、〇〇部〇〇課主事(又は技師)、〇〇部〇〇課〇〇心得と記入する(以下同じ。) (イ)は、 <u>法第22条第1項に規定する条件付採用の場合、「ただし地方公務員法第22条第1項により〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までは条件付採用期間でありこの間良好な成績で勤務したときに正式採用になる」と記入する。</u>
	退職派遣者	(略)	(略)
	現業	氏名 三重県職員に任命する (ウ)を命ずる (エ)を命ずる 〇〇〇〇勤務を命ずる 現業職〇級〇号給を給する	(ウ)は、総括技術員、主任技術員又は技術員と記入する。 (エ)は、 <u>三重県行政組織規則(平成14年三重県規則第35号)第19条第5項又は第110条第5項に規定する職種を記入する。</u>
(略)	(略)	(略)	(略)

再任用	一般	氏名 三重県職員に再任用する (ア)を命ずる 〇〇職〇級を給する 任期は 年 月 日までとする	再任用短時間勤務職員の場合 は、(ア)の末尾に、当該職員の通常の勤務時間の内容を「(〇週〇〇日勤務)」又は「(〇週〇〇時間勤務)」と記入する。	再任用	一般	氏名 三重県職員に再任用する (ア)を命ずる 〇〇職〇級を給する 任期は 年 月 日までとする	再任用短時間勤務職員の場合 は、(ア)又は(エ)の末尾に、当該職員の通常の勤務時間の内容を「(〇週〇〇日勤務)」又は「(〇週〇〇時間勤務)」と記入する。
	(略)	(略)	(略)		現業	氏名 三重県職員に再任用する (ウ)を命ずる (エ)を命ずる 〇〇〇〇勤務を命ずる 現業職〇級を給する 任期は 年 月 日までとする	
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)

第2号様式中「氏名 印」を「氏名 」に改める。

第4号様式、第5号様式及び第5号様式の2中「㊟」を削る。

附 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の職員任免事務取扱規程（次項において「旧訓令」という。）に基づいて提出されている調書等は、この訓令による改正後の職員任免事務取扱規程に基づいて提出された調書等とみなす。
- 3 この訓令の施行の前日に旧訓令の規定により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

三重県訓令第 12 号

庁 中 一 般
地 域 機 関

三重県職員の被服等の貸与に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年12月18日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

三重県職員の被服等の貸与に関する訓令の一部を改正する訓令

三重県職員の被服等の貸与に関する訓令（昭和53年三重県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第 8 条関係）

伺	年 月 日					係

被 服 等 貸 与 票

所 属 名			職 名	
			氏 名	

品 目	数量	貸 与 期 間	備 考
		年 月 日から 年 月 日まで	
		年 月 日から 年 月 日まで	
		年 月 日から 年 月 日まで	
		年 月 日から 年 月 日まで	
		年 月 日から 年 月 日まで	
		年 月 日から 年 月 日まで	
		年 月 日から 年 月 日まで	
		年 月 日から 年 月 日まで	

注 亡失、破損、返納等の場合は、備考欄に注記すること。

附 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 この訓令の施行の前日に改正前の三重県職員の被服等の貸与に関する訓令の規定により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

三重県訓令第 13 号

庁 中 一 般
地 域 機 関

三重県職員の服務に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 2 年 12 月 18 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

三重県職員の服務に関する訓令の一部を改正する訓令

三重県職員の服務に関する訓令（昭和 55 年三重県訓令第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 号様式中「㊤」を削る。

第 1 号様式の 2 を次のように改める。

第1号様式の2（第4条関係）

履歴事項(住所)変更届

所属名 _____

氏名	職名	職員番号	旧	新
<p>上記のとおり届け出ます。(届出の事由が発生した年月日： 年 月 日)</p> <p>年 月 日</p> <p>三重県知事 様</p>				

第3号様式及び第4号様式を次のように改める。

第 3 号様式（第 5 条関係）

三重県職員証記載事項訂正願

三重県職員証番号		第		号
記載事項 変更内容	改 姓	旧姓名		
		新姓名		
	そ の 他			
記載事項変更の発生日		年	月	日
記載事項変更の理由				
<p>上記のとおり職員証の記載事項に変更が生じたので、訂正の上再交付願います。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>三重県知事 様</p> <p style="text-align: right;">所 属 職 名 氏 名</p>				

再 交 付 年 月 日	担当者確認	備 考
年 月 日		

備考 総務事務システムを利用する場合には、様式の一部を変更することができる。

第 4 号様式（第 5 条関係）

三重県職員証再交付願
職員証 職員記章

所 属 名	
職 名	
氏 名	
三重県職員証番号	
亡失・損傷等年月日	
再 交 付 の 理 由 (詳細に記述すること)	
<p>上記の理由により三重県<small>職員証 職員記章</small>の再交付を願います。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>三重県知事 様</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p>	

再 交 付 年 月 日	担当者確認	備 考
年 月 日		

備考 総務事務システムを利用する場合には、様式の一部を変更することができる。

第6号様式中「㊦」を削る。

第8号様式及び第9号様式を次のように改める。

第 8 号様式（第 8 条、第 14 条関係）

休 暇 簿

月	日	決	裁	期 間	理 由	自宅又は 旅行先	職 氏 名	担当確認
				月 日から 月 日まで				
月	日	決	裁	期 間	理 由	自宅又は 旅行先	職 氏 名	担当確認
				月 日から 月 日まで				
月	日	決	裁	期 間	理 由	自宅又は 旅行先	職 氏 名	担当確認
				月 日から 月 日まで				
月	日	決	裁	期 間	理 由	自宅又は 旅行先	職 氏 名	担当確認
				月 日から 月 日まで				

備考 総務事務システムを利用する場合には、様式の一部を変更することができる。

第 9 号様式（第 9 条関係）

供 述 許 可 申 請 書

<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>三重県知事 様</p> <p style="text-align: right;">所 属 職 名 氏 名</p> <p>地方公務員法第34条第2項の規定により証人等として供述したいので許可を申請します。</p>	
供述を求めた 官公庁の名称	
供 述 年 月 日	
供述を求めら れた事項	
供述しよう とする内容	
所属長の意見	
添 付 書 類	供述を求めた公署の文書

第 11 号様式から第 11 号様式の 3 までを次のように改める。

第 11 号様式（第 11 条関係）

勤務時間の申告簿及び勤務時間の割振り簿

		所 属				氏 名							
勤務日	始業・終業時刻の申告及び割振り				割振り後の変更の申告及び割振り							備 考	
	申告年月日：年 月 日		割振り年月日：年 月 日		始業時刻 時 分	終業時刻 時 分	勤務時間 時 分	勤務数 時 分	申告及び割振り年月日		本人の 確認		所属長 の確認
	年	月	日	年					月	日			
	時	分	時	分	時	分	時	分	年	月	日		
	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：		
	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：		
	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：		
	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：		
	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：		
	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：		
	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：		
小 計	時間 分												
	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：		
	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：		
	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：		
	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：		
	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：		
小 計	時間 分												
	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：		
	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：		
	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：		
	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：		
	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：		
小 計	時間 分												
合 計			155時間 00分										

「始業・終業時刻の申告及び割振り」欄のうち、上段は「申告」欄とし、下段は「割振り」欄とする。

第 11 号様式の 2 (第 11 条の 2 関係)

年 月 日

所属長 様

所 属
職 名
氏 名

時間外勤務代休時間指定に係る申出書

職員の勤務時間、休暇等に関する規則第 6 条の 11 第 5 項の規定に基づき、私が
年 月に行った時間外勤務に係る時間外勤務代休時間の指定について、次のとおり
申し出ます。

時間外勤務代休時間指定に係る希望の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
指定を希望する時間数		時間

【参考】対象となる時間外勤務の時間数等

指定に代えようとする時間外勤務の時間数		時間外勤務代休時間指定の対象となる時間数
勤務時間規則第 6 条の 11 第 2 項第 1 号		
同項第 2 号		
同項第 3 号		
計		

備考 総務事務システムを利用する場合には、様式の一部を変更することができる。

第 12 号様式及び第 13 号様式中「印」を削る。

第 14 号様式及び第 15 号様式を次のように改める。

第 14 号様式（第 11 条の 4 関係）

週 休 日 振 替 簿

				所 属 名	氏 名	
勤務することを命じる者の確認	勤務することを命じる日 (勤務時間、休憩時間)	勤務することを命じたこととなった日の勤務の内容	週休日に変更した日又は4時間等の勤務時間を割り振らない日 (割振変更後の勤務時間)	勤務職員 通 知 認 確	担 当 認 確	備 考
	(年 月 日 (曜日))		(年 月 日 (曜日))			
	(年 月 日 (曜日))		(年 月 日 (曜日))			
	(年 月 日 (曜日))		(年 月 日 (曜日))			
	(年 月 日 (曜日))		(年 月 日 (曜日))			
	(年 月 日 (曜日))		(年 月 日 (曜日))			
	(年 月 日 (曜日))		(年 月 日 (曜日))			
	(年 月 日 (曜日))		(年 月 日 (曜日))			
	(年 月 日 (曜日))		(年 月 日 (曜日))			
	(年 月 日 (曜日))		(年 月 日 (曜日))			
	(年 月 日 (曜日))		(年 月 日 (曜日))			

備考 総務事務システムを利用する場合には、様式の一部を変更することができる。

第 15 号様式（第 11 条の 5 関係）

代 休 日 指 定 簿					所 属 名		
指定を行う者の確認	勤務を命じられた職員の職名及び氏名	勤務を命じた休日及び当該休日の全勤務時間 (勤務時間数)	代休日及び当該代休日の正規の勤務時間 (勤務時間数)	職員意向確認印 「代休日の指定を希望しない旨を申し出ないこと。」	担当確認	備 考	
		年 月 日 (曜日) : ~ : : ~ : (勤務時間数 時間 分)	年 月 日 (曜日) : ~ : : ~ : (勤務時間数 時間 分)				
		年 月 日 (曜日) : ~ : : ~ : (勤務時間数 時間 分)	年 月 日 (曜日) : ~ : : ~ : (勤務時間数 時間 分)				
		年 月 日 (曜日) : ~ : : ~ : (勤務時間数 時間 分)	年 月 日 (曜日) : ~ : : ~ : (勤務時間数 時間 分)				
		年 月 日 (曜日) : ~ : : ~ : (勤務時間数 時間 分)	年 月 日 (曜日) : ~ : : ~ : (勤務時間数 時間 分)				
		年 月 日 (曜日) : ~ : : ~ : (勤務時間数 時間 分)	年 月 日 (曜日) : ~ : : ~ : (勤務時間数 時間 分)				
		年 月 日 (曜日) : ~ : : ~ : (勤務時間数 時間 分)	年 月 日 (曜日) : ~ : : ~ : (勤務時間数 時間 分)				

備考 総務事務システムを利用する場合には、様式の一部を変更することができる。

第 16 号様式中「印」を削る。

第 17 号様式から第 20 号様式までを次のように改める。

第 17 号様式（第 14 条関係）

病 気 休 暇 届

傷 病 名	
期 間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
同一傷病名により既に受けた休暇日数	日
居所変更の場合 は、その連絡先	
上記により病気休暇を受けたいので、医師の診断書を添えて提出します。 <div style="text-align: right;">年 月 日</div> 所属長 様 <div style="text-align: right;"> 所 属 職 名 氏 名 </div>	

第 18 号様式（第 14 条関係）

介 護 休 暇 簿										所属	氏名	(第一面)		
※ 要介護者 に関する 事項	氏 名				※ 要介護者の 状態及び具 体的な介護 の内容									
	続 柄													
	同居・別居	<input type="checkbox"/> 同居		<input type="checkbox"/> 別居										
介護が必要となった時期					年 月 日									
指 定 期 間 の 申 出 ・ 指 定														
第1回				第2回				第3回						
※ 申出の期間	※ 申出日	※ 本 人 認	所 属 長 の 確 認	期 間	※ 申出の期間	※ 申出日	※ 本 人 認	所 属 長 の 確 認	期 間	※ 申出の期間	※ 申出日	※ 本 人 認	所 属 長 の 確 認	期 間
年 月 日から 年 月 日まで				月 日	年 月 日から 年 月 日まで				月 日	年 月 日から 年 月 日まで				月 日
備考					備考					備考				
指 定 期 間 の 延 長 ・ 短 縮														
第1回				第2回				第3回						
※ 延長・短縮 後の末日	※ 申出日	※ 本 人 認	所 属 長 の 確 認	延 長 ・ 短 縮 後 の 期 間	※ 延長・短縮 後の末日	※ 申出日	※ 本 人 認	所 属 長 の 確 認	延 長 ・ 短 縮 後 の 期 間	※ 延長・短縮 後の末日	※ 申出日	※ 本 人 認	所 属 長 の 確 認	延 長 ・ 短 縮 後 の 期 間
(年 月 日から) 年 月 日まで				月 日	(年 月 日から) 年 月 日まで				月 日	(年 月 日から) 年 月 日まで				月 日
(年 月 日から) 年 月 日まで				月 日	(年 月 日から) 年 月 日まで				月 日	(年 月 日から) 年 月 日まで				月 日
備考					備考					備考				

- (注) 1 ※印の欄は職員が記入又は確認すること。
 2 所属長は、介護休暇の指定期間の指定（延長又は短縮後の期間の指定を含む。）について休暇簿に記入し、確認するものとする。
 なお、指定期間から除いた期間がある場合には、その旨及び除いた期間を備考欄に記入すること。
 3 総務事務システムを利用する場合には、様式の一部を変更することができる。

介 護 休 暇 の 請 求 ・ 承 認										(第二面)
※ 請 求 の 期 間				※ 請 求 日	※ 本 人 認	承 認 の 可 否	決 裁			
年 月 日	時 間	日・時間数	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ()	時 分～時 分 日 時	年 月 日	年 月 日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認				
年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ()	時 分～時 分 日 時	年 月 日	年 月 日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認				
年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ()	時 分～時 分 日 時	年 月 日	年 月 日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認				
年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ()	時 分～時 分 日 時	年 月 日	年 月 日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認				
年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ()	時 分～時 分 日 時	年 月 日	年 月 日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認				

- (注) 1 ※印の欄は職員が記入又は確認すること。
 2 所属長は、介護休暇の承認の可否の決定について休暇簿に記入し、確認するものとする。
 なお、請求された介護休暇の期間の一部について承認しなかった場合には、その旨を備考欄に記入した上、当該承認しなかった日又は時間を第三面に記入すること。
 3 所属長は、職員からの申請に基づき介護休暇の承認を取り消した場合には、その旨を第三面に記入すること。
 4 総務事務システムを利用する場合には、様式の一部を変更することができる。

介護休暇の取消し等							
※ 休 暇 の 取 消 し 等 の 期 間			※ 本 人 確 認	決 裁			備 考
年 月 日	時 間	日・時間数					
年 月 日から	時 分～時 分	日					
年 月 日まで	時 分～時 分	時					
年 月 日から	時 分～時 分	日					
年 月 日まで	時 分～時 分	時					
年 月 日から	時 分～時 分	日					
年 月 日まで	時 分～時 分	時					
年 月 日から	時 分～時 分	日					
年 月 日まで	時 分～時 分	時					
年 月 日から	時 分～時 分	日					
年 月 日まで	時 分～時 分	時					
年 月 日から	時 分～時 分	日					
年 月 日まで	時 分～時 分	時					

(第三面)

- (注) 1 ※印の欄は職員が記入又は確認すること。
 2 総務事務システムを利用する場合には、様式の一部を変更することができる。

第 19 号様式（第 14 条関係）

介護時間休暇簿				所属	氏名				
※ 要介護者 に関する 事項	氏名			※ 要介護者の 状態及び具 体的な介護 の内容					
	続柄								
	同居・別居	<input type="checkbox"/> 同居	<input type="checkbox"/> 別居						
	介護が必要となった時期	年 月 日							
連続する3年の期間 年 月 日から 年 月 日まで									
※ 請 求 の 期 間				※ 請 求	※ 本 人	承認の	決 裁		備 考
年 月 日		時 間		年 月 日	確 認	可否			
年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎 日	午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分				<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認			
年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()								
年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎 日	午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分				<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認			
年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()								
年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎 日	午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分				<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認			
年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()								
年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎 日	午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分				<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認			
年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()								

(第一面)

- (注) 1 ※印の欄は職員が記入又は確認すること。
 2 所属長は、介護時間の承認の可否の決定について休暇簿に記入し、確認するものとする。
 なお、請求された介護時間の期間の一部について承認しなかつた場合には、その旨を備考欄に記入した上、当該承認しなかつた日又は時間を第三面に記入すること。
 3 所属長は、職員からの申請に基づき介護時間の承認を取り消した場合には、その旨を第三面に記入すること。
 4 総務事務システムを利用する場合には、様式の一部を変更することができる。

※ 請 求 の 期 間				※ 請 求	※ 本 人	承認の	決 裁		備 考
年 月 日		時 間		年 月 日	確 認	可否			
年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎 日	午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分				<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認			
年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()								
年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎 日	午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分				<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認			
年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()								
年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎 日	午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分				<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認			
年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()								
年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎 日	午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分				<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認			
年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()								
年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎 日	午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分				<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認			
年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()								
年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎 日	午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分				<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認			
年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()								
年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎 日	午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分				<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認			
年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()								

(第二面)

- (注) 1 ※印の欄は職員が記入又は確認すること。
 2 総務事務システムを利用する場合には、様式の一部を変更することができる。

※ 休暇の取消し等の期間		※ 本 人 確 認	決 裁			備 考
年 月 日	時 間					
年 月 日から 年 月 日まで	午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分					
年 月 日から 年 月 日まで	午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分					
年 月 日から 年 月 日まで	午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分					
年 月 日から 年 月 日まで	午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分					
年 月 日から 年 月 日まで	午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分					
年 月 日から 年 月 日まで	午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分					
年 月 日から 年 月 日まで	午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分					
年 月 日から 年 月 日まで	午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分					

(第三面)

- (注) 1 ※印の欄は職員が記入又は確認すること。
 2 総務事務システムを利用する場合には、様式の一部を変更することができる。

第 20 号様式（第 14 条関係）

組 合 休 暇 簿

月 日 決裁				期 間		理 由	職 氏 名	担当確認
				月 日 から 月 日 まで 日間	月 時 時 日 分 から 月 時 時 日 分 まで 時間			
月 日 決裁				期 間		理 由	職 氏 名	担当確認
				月 日 から 月 日 まで 日間	月 時 時 日 分 から 月 時 時 日 分 まで 時間			
月 日 決裁				期 間		理 由	職 氏 名	担当確認
				月 日 から 月 日 まで 日間	月 時 時 日 分 から 月 時 時 日 分 まで 時間			
月 日 決裁				期 間		理 由	職 氏 名	担当確認
				月 日 から 月 日 まで 日間	月 時 時 日 分 から 月 時 時 日 分 まで 時間			

(注) 1 組合休暇簿には、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年三重県条例第1号）第16条の2第1項に規定する事務に従事することを確認できる文書等を添付してください。

2 「理由」の欄には、従事する機関の会議等の名称及び役職名等を含めて記載してください。

附 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に改正前の三重県職員の服務に関する訓令（次項において「旧訓令」という。）の規定に基づき提出されている申請書等は、改正後の三重県職員の服務に関する訓令の規定に基づき提出された申請書等とみなす。
- 3 この訓令の施行の際現に旧訓令に規定する様式により作成されている用紙等は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

公 告

漁業法等の一部を改正する等の法律（平成 30 年法律第 95 号）附則第 28 条の規定によりなお効力を有することとされた同法第 6 条の規定による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成 8 年法律第 77 号）第 4 条第 8 項の規定に基づき三重県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画第 1 の別に定める「くろまぐろ」についてを次のとおり変更しましたので、同条第 10 項において準用する同条第 5 項の規定に基づき公表します。

令和 2 年 12 月 18 日

三重県知事 鈴木 英 敬

変更前

第 2 くろまぐろの漁獲可能量について三重県の知事管理量に関する事項

くろまぐろ 30 キログラム未満の小型魚 (以下「小型魚」という。)	58.7 トン	うち 23.8 トンを留保する。
くろまぐろ 30 キログラム以上の大型魚 (以下「大型魚」という。)	26.7 トン	うち 8.5 トンを留保する。

(注 1) 知事管理量のうち、留保する量（以下「留保枠」という。）については、くろまぐろの来遊状況に応じて知事が、関係する漁業協同組合の合意のもと第 3 に定める採捕の種類ごとに配分し、上表の留保枠は変更された数量を反映した量に変更する。

(注 2) 農林水産大臣により本県の知事管理量に変更され、増量する場合は、追加分は一旦留保枠に加え、上表の留保枠は変更された数量を反映した量に変更する。

(注 3) 我が国全体の小型魚又は大型魚の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めて、農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、本県の小型魚又は大型魚の知事管理量は、公表時点における本県の小型魚又は大型魚の採捕の数量と同等に変更されることとなる。

第 3 くろまぐろの知事管理量について、採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

- 1 本県の採捕の種類別の数量は、下表のとおりとする。

(1) 小型魚

採捕の種類	数量
定置漁業	15.1 トン
中型まき網漁業	8.6 トン
養殖用種苗の採捕を目的とする釣り漁業及びひき縄漁業	4.5 トン
その他漁業	6.7 トン

(2) 大型魚

採捕の種類	数量
定置漁業	13.1 トン
その他漁業	5.1 トン

(注 1) 「定置漁業」とは、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 6 条第 3 項に規定する定置漁業及び同条第 5 項第 2 号に規定する第 2 種共同漁業（定置網を使用するものに限る。）をいう。

(注 2) 「中型まき網漁業」とは漁業法第 66 条第 2 項に規定する中型まき網漁業をいう。

(注 3) 「養殖用種苗の採捕を目的とする釣り漁業及びひき縄漁業」は漁期が短いため、当該漁業の漁期終了後に (1) で定められた数量の余りがある場合は、その数量を県の留保枠に加えるものとし、第 2 で定めた留保枠の数量は変更された数量を反映した量に変更する。

変更後

第 2 くろまぐろの漁獲可能量について三重県の知事管理量に関する事項

くろまぐろ 30 キログラム未満の小型魚 (以下「小型魚」という。)	58.7 トン	うち 19.1 トンを留保する。
くろまぐろ 30 キログラム以上の大型魚 (以下「大型魚」という。)	26.7 トン	うち 8.5 トンを留保する。

(注 1) 知事管理量のうち、留保する量 (以下「留保枠」という。) については、くろまぐろの来遊状況に応じて知事が、関係する漁業協同組合の合意のもと第 3 に定める採捕の種類ごとに配分し、上表の留保枠は変更された数量を反映した量に変更する。

(注 2) 農林水産大臣により本県の知事管理量が変更され、増量する場合は、追加分は一旦留保枠に加え、上表の留保枠は変更された数量を反映した量に変更する。

(注 3) 我が国全体の小型魚又は大型魚の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めて、農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、本県の小型魚又は大型魚の知事管理量は、公表時点における本県の小型魚又は大型魚の採捕の数量と同等に変更されることとなる。

第 3 くろまぐろの知事管理量について、採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

1 本県の採捕の種類別の数量は、下表のとおりとする。

(1) 小型魚

採捕の種類	数量
定置漁業	15.1 トン
中型まき網漁業	13.3 トン
養殖用種苗の採捕を目的とする釣り漁業及びひき縄漁業	4.5 トン
その他漁業	6.7 トン

(2) 大型魚

採捕の種類	数量
定置漁業	13.1 トン
その他漁業	5.1 トン

(注 1) 「定置漁業」とは、漁業法 (昭和 24 年法律第 267 号) 第 6 条第 3 項に規定する定置漁業及び同条第 5 項第 2 号に規定する第 2 種共同漁業 (定置網を使用するものに限る。) をいう。

(注 2) 「中型まき網漁業」とは漁業法第 66 条第 2 項に規定する中型まき網漁業をいう。

(注 3) 「養殖用種苗の採捕を目的とする釣り漁業及びひき縄漁業」は漁期が短いため、当該漁業の漁期終了後に (1) で定められた数量の余りがある場合は、その数量を県の留保枠に加えるものとし、第 2 で定めた留保枠の数量は変更された数量を反映した量に変更する。

農地中間管理事業の推進に関する法律 (平成 25 年法律第 101 号) 第 18 条第 1 項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用配分計画を次のとおり認可しました。

令和 2 年 12 月 18 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所の所在する市町村名	
加藤 憲幸	桑名市	桑名市長島町福吉青鷺 644 ほか 2 筆
須藤 吉弘	四日市市	四日市市楠町小倉狐塚 949 ほか 2 筆
農事組合法人 元丈の里営農組合	多気郡多気町	多気郡多気町波多瀬小今出 1817 ほか 184 筆

2 農用地利用配分計画の認可日

令和2年12月18日

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和2年12月18日

三重県知事 鈴木英敬

中勢用土地改良区（津市納所町520番地）

退任理事

津市河辺町1777番地

〃 一色町493番地

〃 産品400番地

〃 南河路436番地

〃 一身田豊野868番地

〃 栗真小川町1587番地

〃 高野尾町1626番地

〃 〃 4605番地

〃 大里窪田町1160番地

〃 〃 2251番地

亀山市三寺町49番地

津市河芸町上野1628番地2

〃 〃 東千里655番地2

〃 〃 南黒田173番地

〃 〃 三行1223番地

〃 芸濃町棕本3716番地

〃 〃 〃 6120番地1

〃 〃 林365番地

〃 〃 萩野415番地

〃 〃 雲林院834番地10

〃 安濃町草生1483番地

〃 〃 中川682番地

〃 〃 浄土寺1061番地

〃 〃 安濃1282番地

〃 〃 荒木213番地

〃 〃 栗加1290番地

〃 東丸之内27番8号

亀山市野村3丁目8番3号

津市安濃町栗加457番地

退任監事

津市安東町1341番地

〃 芸濃町棕本1900番地

〃 安濃町妙法寺48番地2

就任理事

津市河辺町1777番地

〃 北河路町546番地

〃 安東町2686番地3

〃 野田325番地5

〃 高野尾町1626番地

〃 〃 4605番地

〃 大里睦合町1211番地

〃 大里窪田町2251番地

田村宗博

田中正行

野田輝喜

矢代正則

森川晃吉

西口誠彦

田中康章

稲垣元康

佐脇功

伊藤康雄

肥田岩男

別所千万男

清水英治

小黒敏克

須田純正

佐野孝彦

小粥文夫

鈴木宗男

稲垣光之

片岡正春

内藤隆生

横山重治

野田喜男

後久信昭

島田重和

黒川喜信

前葉泰幸

櫻井義之

海野武司

奥山久郎

横山和俊

森谷徹

田村宗博

粉川往章

前川正次

池村登美男

田中康章

稲垣元康

辻賀正

伊藤康雄

津市一身田大古曾 386 番地
 " 一身田豊野 1121 番地 1
 " 栗真小川町 1587 番地
 亀山市三寺町 49 番地
 津市河芸町三行 1223 番地
 " " 南黒田 173 番地
 " " 上野 1628 番地 2
 " " 東千里 655 番地 2
 津市芸濃町林 365 番地
 " " 棕本 3716 番地
 " " " 743 番地
 " " 雲林院 834 番地 10
 " " 萩野 415 番地
 " 安濃町栗加 510 番地
 " " 東観音寺 427 番地
 " " 草生 2200 番地 1
 " " 中川 682 番地
 " " 神田 177 番地
 " " 浄土寺 1061 番地
 " " 内多 1526 番地 1
 " " 清水 709 番地
 " 東丸之内 27 番 8 号
 亀山市野村 3 丁目 8 番 3 号
 就任監事
 津市安東町 1244 番地
 " 芸濃町棕本 1900 番地
 " 安濃町草生 3205 番地

岩 井 栄 一
 田 村 明
 西 口 誠 彦
 肥 田 岩 男
 須 田 純 正
 小 黒 敏 克
 別 所 千万男
 清 水 英 治
 鈴 木 宗 男
 佐 野 孝 彦
 駒 田 勝 巳
 片 岡 正 春
 稲 垣 光 之
 平 松 傳 一
 織 田 弘
 紀 平 守 昭
 横 山 重 治
 中 尾 輝 夫
 野 田 喜 男
 上 村 雅
 浅 生 英 典
 前 葉 泰 幸
 櫻 井 義 之
 富 増 稔
 横 山 和 俊
 若 林 秀 樹

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県桑名建設事務所長から通知がありました。

令和 2 年 12 月 18 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和 2 年 12 月 10 日から令和 3 年 3 月 25 日まで
- 3 作業地域
桑名市福岡町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県知事から通知がありました。

令和 2 年 12 月 18 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（数値図化測量）
- 2 作業期間
令和 2 年 12 月 10 日から令和 3 年 3 月 31 日まで
- 3 作業地域
尾鷲市の一部及び北牟婁郡紀北町の一部

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県知事から通知がありました。

令和 2 年 12 月 18 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（数値図化測量）
- 2 作業期間
令和 2 年 12 月 10 日から令和 3 年 3 月 31 日まで
- 3 作業地域
多気郡大台町の一部

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 2 年 12 月 18 日

三重県知事 鈴木 英 敬

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和 2 年 12 月 1 日	名張市滝之原字義丁坊 3904 の一部ほか 1 筆	名張市黒田下川原 1472 センシン株式会社 代表取締役 辰 巳 雄 哉
令和 2 年 12 月 1 日	三重郡朝日町大字柿字茶ヶ上 2647-5 ほか 5 筆	四日市市安島 2 丁目 2-5 樋尾不動産 代表者 樋 尾 庄 悟
令和 2 年 12 月 3 日	亀山市本町 4 丁目 784-1 ほか 2 筆	鈴鹿市白子町 1980 株式会社優木ハウジング 代表取締役 樋 口 雅 洋 鈴鹿市磯山 2 丁目 16-20 株式会社第一開発 代表取締役 小 牧 智 之
令和 2 年 12 月 7 日	三重郡川越町大字豊田一色字中筋通 302-1	四日市市日永東 2 丁目 1-10 フィッツ・ロイ Ⅱ-202 太 田 和 貴
令和 2 年 12 月 9 日	三重郡朝日町大字縄生字天神山 2548-1 ほか 22 筆ほか	鈴鹿市桜島町 7 丁目 16-3 株式会社第一不動産販売 代表取締役 安 田 武 史

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>